

ID: 74

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	基準該当事業所の登録		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当事業所の登録等に関する規則 第3条第1項		
<b>例規番号</b>	平成21年規則第10号		
<b>【基準】</b>			
第3条の規定による。 (基準該当事業所の登録)			
第3条 基準該当障害福祉サービスを行おうとする者は、基準該当事業所として町の登録を受けることができる。			
2 前項の町の登録を受けようとする者は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに、基準該当事業所登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて町長に申請しなければならない。			
(1) 事業所の平面図			
(2) 事業所の設備の概要(居宅介護、行動援護及び重度訪問介護の事業に係るものを除く。)			
(3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所			
(4) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所			
(5) 運営規程			
(6) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要			
(7) 当該申請に係る従業者の勤務体制及び勤務形態			
(8) 当該申請に係る資産の状況			
(9) 当該申請に係る特例介護給付費又は特例訓練等給付費			
(10) その他登録に関し町長が必要と認める書類			
3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る事業所が、法第30条第1項第2号イに規定する事業所として認められ、継続的に当該事業所を運営することができることと認められるときは、登録を行うものとする。ただし、当該基準該当事業者が指定障害福祉サービス事業者の基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認められるときは、登録しないことができる。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日